## 別表十七三の二付表二 平二十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

## 又は連結 法人名 金額等の計算に関する明細書 事業年度 特定外国子会社等の名称 適格分割等の別:適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資 · 適格事後設立 本 事 店務国名又は地域名 適格分割等の日: 双は主 分割承継法人等の名称: た所 所 在 地 る在 調整後の当該法人の課税済 当該法人の課税済金額 特定外国子会社等に (1) う 当該法人の事業年度 又は個別課税済金額 ないものとされる金額 金額又は個別課税済金額 係る請求権勘案直接 保有株式等の移転割合 又は連結事業年度 (前期の別表十七(三の二)「36」) (1) - (3) $(1) \times (2)$ 1 2 3 4 % 合 計

事業年度

適格分割等に係る分割法人等の調整後の課税済

## 別表十七 (三の二) 付表二の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の8第6項 《適格分割等を行った場合にないものとされる課税済 金額》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法 第68条の92第6項《適格分割等を行った場合にないも のとされる個別課税済金額》の規定の適用を受ける場 合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法 人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名 を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「当該法人の課税済金額又は個別課税済金額1」は、 平成21年4月1日前に開始した特定外国子会社等の事業 年度に係る平成21年改正前の措置法第66条の8第1項 《課税済留保金額の損金算入》に規定する課税対象留保 金額若しくは課税済留保金額又は同法第68条の92第1項 《個別課税済留保金額の損金算入》に規定する個別課税 対象留保金額若しくは個別課税済留保金額のうちに、平 成21年改正法附則第44条第4項《課税済留保金額等の引 継ぎに関する経過措置》の規定により措置法第66条の8 第3項《特定課税対象金額の計算》に規定する特定課税 対象金額とみなされる金額又は平成21年改正法附則第59 条第4項《個別課税済留保金額等の引継ぎに関する経過 措置》の規定により措置法第68条の92第3項《特定個別 課税対象金額の計算》に規定する特定個別課税対象金額 とみなされる金額がある場合にあっては、当該みなされ る金額を記載します。

- 3 「特定外国子会社等に係る請求権勘案直接保有株式 等の移転割合2」は、措置法令第39条の19第5項各号 若しくは第6項各号《課税済金額とみなされる金額》 に規定する割合又は同令第39条の119第5項各号若し くは第6項各号《個別課税済金額とみなされる金額》 に規定する割合を記載します。この場合において、そ の割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付して ください。
- 4 内国法人が措置法第66条の9の4第5項《特殊関係 株主等である内国法人に係る特定外国法人から受ける配 当等の益金不算入》において準用する同法第66条の8 第6項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法 第68条の93の4第5項《特殊関係株主等である連結法 人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入》 において準用する同法第68条の92第6項の規定の適用 を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記 載してください。